

介護保険料の算定基準と金額について（令和８年度）

段階	対象者		保険料（年額）	
第 1 段階	生活保護受給者		21,500	円
	（※）世帯 住民税 非課税 が 税	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が82万6千5百円以下の人		
		公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が82万6千5百円を超え120万円以下の人		
第 2 段階	（※）世帯 住民税 非課税 が 税	公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が120万円を超える人	34,000	円
第 3 段階		公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が120万円を超える人	51,800	円
第 4 段階	世帯 住民 が 税 本 人 課 税 が （※） で	公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が82万6千5百円以下の人	68,000	円
第 5 段階		公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が82万6千5百円を超える人	75,600	円
第 6 段階	住 本 人 税 が 課 税 （※） （※）	合計所得金額が120万円未満の人	90,700	円
第 7 段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	98,200	円
第 8 段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	113,300	円
第 9 段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	128,500	円
第 1 0 段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	143,600	円
第 1 1 段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	158,700	円
第 1 2 段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	173,800	円
第 1 3 段階		合計所得金額が720万円以上の人	181,400	円

※令和 7 年度の保険料については、第1段階、第2段階、第4段階、第5段階の「公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額」の基準が80万円 から80万9千円に変更、令和8年度以降は82万6千5百円に変更となりました。

※また、令和 8 年度において税制改正による給与所得控除の引き上げで市民税非課税となった方は、国の特例措置により、令和 8 年度に限り課税とみなして算定する場合があります。（年金収入のみの方や給与収入がない方などは影響ありません。）

	賦課の根拠
	介護保険料は、介護保険法及び上尾市介護保険条例に基づき、第 1 号被保険者に対して賦課するものです。
	賦課期日
	当該年度の初日（4月1日）です。年度途中で資格取得または、資格喪失した人は月割りで算定します。
	世帯
	4月1日（年度途中に資格取得した人は資格取得日）時点の住民登録上の世帯です。
	公的年金等収入金額
	老齢・退職年金など、税法上課税の対象となる年金をいい、遺族・障がい年金など税法上非課税の対象となる年金は含まれません。
	合計所得金額
	前年の収入金額から必要経費等に相当する額（公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。 ※国の特例措置により、給与所得は令和 8 年度に限り税制改正前の給与所得控除額で算定します。 土地・建物等の譲渡所得（長期及び短期譲渡所得）の特別控除を差し引いた後の金額で算定します。 合計所得金額がマイナスの場合は 0 円として計算します。 「その他の合計所得金額」には、公的年金等の所得金額は含まれません。
	住民税非課税世帯に対する公費負担による保険料額軽減について
	市民税非課税世帯（第 1 段階から第 3 段階）を対象に、公費負担によって介護保険料を軽減しています。上記段階表は、軽減後の金額を記載しています。 軽減前の年額は、第 1 段階が34,400円、第 2 段階が49,100円、第 3 段階が52,100円です。